

# 佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業費補助金交付要綱

園第 640 号  
令和元年 6 月 28 日

改正 令和 3 年 5 月 14 日 園第 321 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日 園第 2756 号

改正 令和 5 年 5 月 9 日 園農第 87 号

## (趣旨)

第 1 条 知事は、露地野菜・露地花きの作付拡大を図るため、佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施要領(令和元年 6 月 28 日付け園第 639 号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業者の組織する団体(以下「補助事業者」という。)が行う「佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業」に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

## (交付する助成金、交付の対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率並びに補助金として交付する助成金及びこれに対する助成単価は、別表に定めるところとする。

- 2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - (8) 過去に種苗法に関する誓約書(実施要領別紙 C)を提出したが、誓約事項に違反した者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

## (補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。
- 3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。
- 4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等

の交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

#### (補助金の交付の条件)

第 4 条 規則第 5 条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる対象経費の 30%以内の増減以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 3 者以上による見積合わせ等を実施して業者を決定すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

#### (交付決定の取消し等)

第 5 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

#### (実績報告)

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 3 号のとおりとする。

2 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

#### (補助金の交付)

第 7 条 露地野菜導入チャレンジ事業に係る補助金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 4 号及び第 5 号のとおりとする。

#### (書類の経由)

第 8 条 この要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は 1 部とする。なお、複数の市町をまたぐ申請の場合は、事業実施主体の代表者が居住する市町を管轄する農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由するものとする。

#### 附則

この要綱は、令和元年 6 月 28 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 9 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

## 別表

	対象経費	補助率
1 露地野菜導入チャレンジ事業	<p>県内に居住する農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業者の組織する団体が、実施要領に基づき、露地野菜・露地花きの新規作付けを行う場合に、取組に要する以下の(1)から(4)の経費のうち、会場借上料、印刷費、消耗品費、講師等謝金及び費用弁償、栽培実証に必要な生産資材購入費、苗代、栽培用機械レンタル料とする。</p> <p>(1) 露地野菜の新規作付けに向けた検討会の開催経費 (2) 技術講習会の開催経費等 (3) 栽培実証にかかる経費 (4) その他、特に必要と認められる活動に要する経費</p>	対象経費の2分の1以内。ただし、補助金上限額を500千円とする。
	助成金	助成単価
2 露地野菜生産拡大支援事業	<p>県内に居住する農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業者の組織する団体が、実施要領に基づき、生産安定技術の導入等により露地野菜・露地花きの安定的な生産及び出荷に取り組む面積に助成単価を乗じた額とする。</p> <p>ただし、面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位を切り捨てとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組期間1年目 10アール当たり3万円</li> <li>・取組期間2年目 10アール当たり2万円</li> <li>・取組期間3年目 10アール当たり1万円</li> </ul> <p>ただし、面積の上限は対象品目ごとに5ヘクタールとし、事業対象圃場の地目が畑の場合は、上記の助成単価に10アールあたり2万円を加算する。</p>

注) 補助金額は1,000円未満切り捨てとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名  
所在地  
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付申請書  
( )

令和 年度において、下記のとおり佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業を実施したいので、佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

(注意)

- 1 表題のカッコ内には、「露地野菜導入チャレンジ事業」「露地野菜生産拡大支援事業」のいずれかを記入する。
- 2 「露地野菜導入チャレンジ事業」の場合は別紙Aを、「露地野菜生産拡大支援事業」の場合は別紙Bを添付する。
- 3 個人申請の場合、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第2号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名  
所在地  
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業費補助金変更〔交付〕承認申請書  
( )

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

(注意)

- 1 表題のかっこ内には、「露地野菜導入チャレンジ事業」「露地野菜生産拡大支援事業」のいずれかを記入する。
- 2 金額の変更がない変更申請の場合は、[ ] の部分は削除すること。
- 3 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を( ) 書きで上段に記載すること。
- 4 個人申請の場合、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第3号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名  
所在地  
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金実績報告書  
( )

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

(注意)

- 1 表題のかっこ内には、「露地野菜導入チャレンジ事業」「露地野菜生産拡大支援事業」のいずれかを記入する。
- 2 記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。
- 3 個人申請の場合、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第4号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名  
所在地  
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付請求書  
( )

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請	求	額	金	円				
内	訳	確	定	額	金	円		
		交	付	済	額	金	円	
		今	回	請	求	額	金	円
		残	額	金	円			

【口座番号】

口座名義人	
名義人のフリガナ	
金融機関名	
本支店名	
口座種類	
口座番号	

(注意)

- 1 「精算払」で交付する場合の様式である。
- 2 表題のカッコ内には、「露地野菜導入チャレンジ事業」「露地野菜生産拡大支援事業」のいずれかを記入する。
- 3 組織の代表者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
- 4 個人申請の場合、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第5号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名  
所在地  
代表者役職名・氏名

令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付請求書  
( 露地野菜導入チャレンジ事業 )

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

【口座番号】

口座名義人	
名義人のフリガナ	
金融機関名	
本支店名	
口座種類	
口座番号	

(注意)

- 1 「概算払」で交付する場合の様式である。
- 2 別紙C「補助金請求一覧表」を添付すること。
- 3 組織の代表者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
- 4 個人申請の場合、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

別紙A: 露地野菜導入チャレンジ事業

1 事業の目的(成果)

2 対象品目

3 目標

	1年目 (令和〇年)	2年目 (令和〇年)	目標年 (令和〇年)
作付面積の拡大(ha)			

4 事業計画(実績)

経費の内訳	事業量	事業費(円)	負担区分		実施時期	備考
			県補助金(円)	その他(円)		
例) ・検討会の開催 ・技術講習会の開催 ・栽培実証に係る経費 種苗費 ... 合計	〇回 〇回 〇トレー					

(注1)「備考」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。  
減額した金額=(消費税額×実質補助率[県費補助金/消費税抜き額:端数処理は行わない])小数点以下切り捨て

5 事業の効果

6 事業完了(予定)年月日

7 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県費補助金				

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県費補助金				

8 添付書類【実績報告書のみ添付】

- ・請求書や領収書等経費の内容がわかるもの
- ・作付圃場の所在地及び面積が確認できる資料(参考様式1、計画承認申請時から変更があった場合のみ添付)

別紙B:露地野菜生産拡大事業

1 事業の目的(成果)

2 事業計画(実績)

対象品目	受益農家数(戸)	取組面積(ha)	単価(円)	事業費(円)

(注意)

- (1) 取組面積は、小数点第2位を切り捨て、ヘクタール単位で記入する。
- (2) 単価欄は、1年目は30,000円、2年目は20,000円、3年目は10,000円と記入する。

3 事業の効果

4 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分
		県費補助金
露地野菜生産拡大事業		

5 事業完了(予定)年月日

6 収入予算(精算)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県費補助金				

7 添付書類【実績報告書のみ添付】

- ・作付圃場の所在地・地目・面積・取組実績等が確認できる資料(参考様式2)
- ・出荷実績がわかる書類(実績報告時点で提出できる分で可)
- ・その他必要な書類

